

大田区諮問第 102 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 10 月 22 日付け 3 総総発第〇〇号によって行った自己情報開示等決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 請求対象情報

平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月 25 日までに審査請求人に対して大田区の各課が対応した記録及び文書開示請求への対応に関する記録（以下「本件自己情報」という。）

3 審査の経過

令和 4 年 1 月 20 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。

2 月 15 日 審査した。

4 事実の経過

審査請求人は、令和 3 年 10 月 11 日、大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 21 条に基づき、本件自己情報の目的外利用及び外部提供の中止を求める自己情報開示等請求を行った。同月 22 日、実施機関は、本件においては個人情報保護条例第 21 条第 1 号の適用の要件を欠くとして、請求に応じない旨の決定（本件処分）をした上で、審査請求人に通知した。同年 11 月 2 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

5 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

(1) 審査請求の理由

実施機関は、本件処分において、請求に応じられない理由として、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当することから、同条例第 21 条第 1 号に規定する要件に該当しないことを挙げているが、これらの要件には該当しない。

個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号は、「法令等に定めがあるとき」に保有個人情報の目的外利用及び外部提供を認めた規定であるが、「法令等」とは、法律、政令、省令等の国法と条例及びこれらの委任を受けた規則をいい、「法令等に定めがある」とは、当該法令等により通知、送付等が義務付けられている場合に限られるものと考えられる。しかし、本件においては、裁判所が文書提出命令を出しているといった事情はなく、実施機関にとって通知、送付等が義務付けられている場合には該当しないから、「法令等に定めがある」とはいえない。

個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 3 号は、「人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に保有個人情報の目的外利用及び外部提供を認めた規定であるが、「人の生命、身体又は財産の保護のため」とは、台風、火災、地震等の災害、新感染症の発生等による生命の危険、健康への被害若しくは財産の損失又はこれらのおそれの防止のほか、交通事故や犯罪等の人為的危険による被害の防止の場合も含まれると考えられる。また、「緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、予測のつかない災害等の危険を避けるため個人情報を本人から収集する時間的余裕のないときが考えられる。本件のように、「請求人から提起された訴訟の進めるため」の記録の提供及び裁判所への提出は、このような場合には該当しない。

(2) 実施機関の弁明に対する反論

審査請求人は、実施機関の正常な運営を著しく妨げるような大量請求や過度に営利目的のための請求を行ってきたわけではないので、〇〇事件（東京地方裁判所令和〇年（行〇）第〇〇号。以下「本件訴訟」という。）について実施機関が立証活動を行っていく上で、本件自己情報を利用することは不要である。

「大田区情報公開条例・個人情報保護条例の手引」に従えば、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号が定める「法令等に定めがあるとき」とは厳格に理解されるべきである。なお、民事訴訟においては「応訴が事実上強制されているものではない。

「大田区情報公開条例・個人情報保護条例の手引」に従えば、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 3 号が定める「人の生命、身体又は財産の保護のため」とは、個人を守ることをいうのであり、また、同号による目的外利用又は外部提供は、真に緊急かつやむを得ない場合に限られるべきである。

審査請求人は、個人情報保護条例において保障されたプライバシーの権利及び自己情報コントロール権に基づき、自己情報の目的外利用の中止及び外部提供の中止を求めたのである。それにもかかわらず、実施機関が同条例に違反して審査請求人に係る保有個人情報を本件訴訟の証拠として提出したことは、断じて容認できない。

したがって、本件処分は取り消されるべきである。

6 実施機関の弁明の要旨

実施機関は本件訴訟に应诉する必要があるところ、本件訴訟においては、審査請求人の公文書開示請求が大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「情報公開条例」という。）の目的に反し、又は利用者の責務に反しているか否かが争点となるのであって、審査請求人がこれまで区に対して請求した多数の文書開示の請求の態様は争点を立証するために必要な証拠である。

個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号の「法令等に定めがあるとき」については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 7 条が準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 159 条は、訴訟提起があった場合には应诉しなければ自白が擬制されるとしているため、应诉が事実上強制されているものである。したがって、当事者が裁判において自己の正当性を主張するために事実を調査して主張し、証拠を収集し、これらについて裁判所に提出することを当然に予定している。

また、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 3 号の「財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」については、実施機関は裁判において自己の正当性を主張しなければ敗訴の危険があり、情報公開条例の目的に反する公文書開示請求に応じることで同条例が想定しない多額の出費が想定されるとともに、訴訟費用の負担にも関わることから、財産の保護のために緊急の必要があるといえることができる。この点、審査請求人は実施機関が適切に应诉できなくなることで勝訴の利益を得るのであるから、同項第 1 号が定める「本人の同意」を得ることができないことは明白である。

審査請求人は、自己のプライバシー侵害について主張するが、審査請求人は自ら裁判を提起している当事者である。日本国憲法第 82 条は裁判の公開について定めており、これを受けて民事訴訟法を準用する行政事件訴訟法上の訴訟も公開

の法廷で行われることになっている。そうである以上、審査請求人は、本件訴訟を提起した時点で、当該訴訟の追行に必要な範囲において自己のプライバシー権を放棄しているのであり、自ら訴えを提起しているにもかかわらず、被告が応訴する場合の証拠収集についてプライバシー権の侵害を理由にその中止を求めることは、裁判における当事者対等の原則を侵害し、被告の証明活動を妨害するものである。

したがって、本件処分は適法かつ正当であるから、本件処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

7 審査会の判断

(1) 前提

本件処分では、本件自己情報を目的外利用ないし外部提供することについて、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当するか否かが争点となっているので、この点について判断する。

本件訴訟においては、審査請求人の公文書開示請求が情報公開条例の目的に反し、又は利用者の責務に反しているか否かが争点となっている。裁判所が争点についての的確な審理・判断を下すためには、事実関係として、審査請求人がこれまで区に対して行った文書開示の請求の態様について立証することが必要不可欠である。審査請求人による文書開示の請求の態様を立証するためには、その証拠として、本件自己情報を利用する必要があることが認められる。

この前提を確認した上で、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定への該当性を判断する。

(2) 個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号の該当性

まず、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号の「法令等に定めがあるとき」について判断する。

行政事件訴訟法第 7 条が準用する民事訴訟法第 159 条は、訴訟提起があった場合、被告はこれに応訴しなければ自白が擬制されると定めており、被告にとっては、応訴が事実上強制されていることが認められる。したがって、当事者が裁判において自己の正当性を主張するために事実を調査して主張し、証拠を収集し、これらについて裁判所に提出することは、「法令等に定めがあるとき」に該当するということができる。

これを本件についてみると、本件訴訟の被告である区（実施機関）が本件自己情報を利用することは、裁判において自己の正当性を主張するために事実を調査して主張し、証拠を収集し、これらについて裁判所に提出する活動であって、「法令等に定めがあるとき」に該当する。

(3) 個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 3 号の該当性

次に、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 3 号の「財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」について判断する。

訴訟の被告は、審理手続において自己の正当性を主張しなければ敗訴する危険があるのであって、敗訴することで原告の請求に応じることがその財産を毀損する結果に繋がることは明らかである。また、訴訟費用の負担も、訴訟に勝訴するか敗訴するかによってその額が大きく変わることが認められる。したがって、当事者が裁判において自己の正当性を主張するために事実を調査して主張し、証拠を収集し、これらについて裁判所に提出することは、「財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき」に該当するということができる。

これを本件についてみると、本件訴訟の被告である区（実施機関）が本件自己情報を利用することは、裁判において自己の正当性を主張するために事実を調査して主張し、証拠を収集し、これらについて裁判所に提出する活動であって、「財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき」に該当する。個別の事情をみても、実施機関が本件訴訟に敗訴すれば、多くの公文書開示請求に応じざるを得ないことになり多額の出費が想定されるとともに、訴訟に勝訴するか敗訴するかによって訴訟費用の負担も変わってくるのであるから、本件自己情報の利用は、実施機関の「財産の保護のため」に必要であることが認められる。さらに、本件訴訟の原告である審査請求人は、被告である区（実施機関）が適切に応訴できなくなることで勝訴の利益を得るのであるから、実施機関にとって、本件自己情報の利用について、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 1 号が定める「本人の同意」を得ることは難しく、「緊急かつやむを得ないとき」に該当することも明らかである。

(4) プライバシー侵害について

審査請求人は自己のプライバシー侵害について主張するが、審査請求人は自ら裁判を提起している当事者である。公開裁判を保障する日本国憲法第 82 条の下、本件訴訟のような抗告訴訟も公開の法廷で行われなければならない（行政

事件訴訟法第 3 条第 1 項、第 7 条、民事訴訟法第 87 条以下)。そうである以上、審査請求人は、本件訴訟を提起した時点で、当該訴訟の追行に必要な範囲において自己のプライバシー権を放棄しているといえることができる。実施機関が本件自己情報を利用することは、本件訴訟の追行に必要な範囲において当該情報を利用することにほかならず、本件において審査請求人のプライバシー侵害を認めることはできない。

(5) 結語

実施機関が本件自己情報を目的外利用ないし外部提供することについては、個人情報保護条例第 15 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当する場合であるため、本件自己情報の目的外利用及び外部提供の中止を求める自己情報開示等請求には理由がなく、これに応じないとした実施機関の判断に誤りはない。本件処分は適法かつ正当になされたものと認められる。以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子